

議 事 録

会議の名称	令和5年度第4回登米市農業委員会総会
開催日時	令和5年7月21日（金） 午後1時30分 開会 午後2時26分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者（委員）の氏名	<p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、局長補佐 長谷 勝、農地管理係 主幹兼係長 園田 孝史、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、主事 千葉 隆瑛 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 園田 孝史</p>
議 題	<p>報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届け出について 報告第12号 使用貸借権の合意解約について 報告第13号 農地の現状変更届出について 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第29号 非農地証明願について 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第31号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第32号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p>
会議結果	<p>報告第11号 議案書のとおり報告した。 報告第12号 議案書のとおり報告した。 報告第13号 議案書のとおり報告した。 議案第27号 原案のとおり決定した。</p>

	<p>議案第 28 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 29 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 30 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 31 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 32 号 異議なしとの意見を決定するものの、進行番号 1 番、4 番については、適正に手続きを行うように指導するよう付した上で、市長に提出することに決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和 5 年度第 4 回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、5 番 田島幹雄 委員、6 番 阿部晃徳 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思えます。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、議案第 32 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局並びに産業経済部から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>

議長

次に、産業経済部から説明願います。

《産業経済部説明》

議長

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

22番委員

登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和5年7月19日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

除外の進行番号1番、2番、3番について、事務局説明のとおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号1番については、既に一部農用外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導するよう付すべきと思われま

す。

以上のとおり報告します。

令和5年7月21日現地調査委員

20番 小野寺 義幸 委員

21番 佐藤 久順 委員

22番 上野 栄公 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

16番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和5年7月19日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

除外の進行番号4番について、事務局説明のとおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

しかし、申請地は、既に一部農用外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導するよう付すべきと思われま

す。

以上のとおり報告します。

令和5年7月21日現地調査委員

11番 松野 秀郎 委員

1番 岩淵 勉 委員

16番 尾張 勝 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

19番委員

報告いただきました案件の2番目と3番目なんですが、現況は山林わかりますけれども登記簿も山林の場所を農振でいつまでも持っているという状況のご説明と、これ、5年に1回の農振の見直しをされているんで、これ、農業委員会に提出される書類ではないんじゃないか。こちらのいきさつと今後どういった考えなのか、これ、5年に1回の見直しの時に見落としているのかご説明いただきたいんですけども。

産業経済部

山林の地目につきましては、申請者が非農地判断の通知があった後に法務局に登記をいたしまして、今回、申請の直前に山林に変わったものです。それから、5年に1回の見直しについて、通常はこの5年に1回の見直しの際に非農地判断の合った山林を除外するわけなんですけれども、今回、申請人から申請がありましたので改めて審議いただいているものです。

19番委員

登記になったら山林なので、こちらに審議いただくのは違うんじゃないでしょうか。そんなわざわざ手間かけてやらなくても、登記簿も山林現況も山林取扱いとしては山林ですよ。終わってしまったことをわざわざこちらに審議する必要は無いんじゃないかということですけども。

産業経済部

委員さんお話のこともおっしゃる通りだと思いますが、農振のルールとして農業委員会に意見をいただくということとなっていますのでご理解いただければと思います。

18番委員

できるんですか。登記官が落ち度があったと思うんですけども、農振農用地のまま農地から山林に変更することができるのか。もともとできること自体がおかしいのではないかと思っている。

産業経済部

手続きが後手に回ったということではなく、正規の手続きです。

18番委員

仮に、これが農振だから駄目だといった場合に戻せないですよ。ここで総会にかけて否決された場合にできないですよ。これをわざわざ総会にかける案件ではないかと思っている。

事務局

今回の除外の進行番号2番・3番については、5月の総会で非農地として判断

いただいたものです。非農地の証明を農業委員会が出したことによって除外の申請を出したという経緯であります。

事務局

補足をさせていただきます。非農地判断の流れにつきましては、農業振興地域に関するガイドライン、国のガイドラインによる手続きとなっておりますのでご承知願います。

18 番委員

非農地は今まで農用地内のものが多くあったのか。今回本人から申請があつて分かったものですが、今までもあったのか。

事務局

農振農用地の非農地判断の取扱いについては、令和4年の4月の段階で国の方から通知が発出されておりました、農振農用地内だからと言って非農地判断をしないという取扱いはしないでいただきたいという通知が来ております。

18 番委員

非農地できるのはわかったんですけども。農振では非農地判断があつた農地は把握しているんですか。

事務局

非農地判断の後、農業委員会より関係機関、産業総務課も含んだ関係機関に通知を発出している。産業総務課さんでは、まとめて手続きをしております。

18 番委員

非農地だったものが農振農用地だったというのがわかんなかったということと終わりのケースがあつていいのか。

産業経済部

そちらの分については、5年に1回の農振の除外で行っております。

18 番委員

本人にいちいち農振で募ってあげてもらって総会に挙げるのですか。5年後に申請出してくださいってやるんですか。

産業経済部

ご本人に出していただくということではなく、こちらで、農業委員会から頂いたデータでまとめて外すということです。

18 番委員

農業委員会では、現況も山林、登記簿も山林で農業委員会では、審議するものではないってなるではないですか。最初っからマニュアルについて説明されていないと判断しかねない。

産業経済部

全体の説明が足りなかったと思っているので大変申し訳ないと思っています。

12 番委員

今回の申請人からは、いまだかつてない荒廃農地のため、という理由になっているのですが、何かあるからこのような農振除外の申請が出てきたと思うんですがその辺はどうですか。

産業経済部

申請の段階で太陽光を設立したいという意向をいただいております。

12 番委員

芳賀さんもお話しされていたんですけども、私たちの方で非農地判断される前に農振除外されてから申請されるようにしたほうが誤解を招くことが無いと思うんですけども。

議長

ほかに質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

質疑なしと認めます。

これから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。

本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号 1 番、4 番については、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すことにします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとの意見を決定するものの、進行番号 1 番、4 番については、適正に手続きを行うように指導するよう付した上で、市長に提出することに決定しました。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

《 休 憩 》

再開いたします。

議長

日程第 5、報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 11 号を終わります。

議長

日程第6、報告第12号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これで、報告第12号を終わります。

議長

日程第7、報告第13号「農地の現状変更届出について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これで、報告第13号を終わります。

議長

日程第8、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。

進行番号1番については、調査結果1となります。

法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第3号についても、信託ではないため適用はありません。

第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第5号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。

進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。

また、第6号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 なお、進行番号 11 番については、菅原浩之委員より事前に支障なしとの報告をいただいております。</p>
議長	<p>進行番号 1 番について、22 番 上野 栄公 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号 2 番、3 番について、18 番 三塚 芳毅 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号 4 番について、10 番 佐藤 幸治 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号 7 番について、13 番 鈴木 泰子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号 9 番について、9 番 鈴木 巖 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
1 番委員	<p>進行番号 2 番について、3 条の賃貸借ということですが、能力不足のために譲渡すとなっていますよね。この言葉が賃貸借の言葉ではないのではないかというところが一つ。それから、この地区の相場なのかな、ちょっと安いような気がするんですけども。</p>
事務局	<p>お話の合った通り賃貸借のケースとなっております。先月にも新規に転作の部分を野菜で受けるということとなっております。労力不足のため貸し付ける、仮受けるという訂正となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
13 番委員	<p>同じようなところが 7 番も譲渡す、譲り受けるになっているのですけれどもこれは間違いではないでしょうか。</p>

事務局	7番の件は、受け手の方が譲渡すとなっておりますが、譲り受けるとなっております。
議長	その他質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案第27号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p>
	《異議なしの声を確認》
	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第9、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
	《事務局説明》
事務局	<p>本議案に係る申請は、適用法令等を確認したところ、農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
22番委員	<p>農地法第5条の進行番号1番、2番、3番、5番、6番については、別紙議案説明資料1ページから3ページ、4ページから6ページ、7ページから9ページ、13ページから15ページ、16ページから18ページに記載されているとおりです。 申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2</p>

種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当とのい
けんで一致しました。

進行番号4番については、別紙議案書説明資料10ページから12ページに記載
されている通りです。申請内容は居宅を新築するもので、農地区分としては、農
業の公共当市の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、
第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当
との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和5年7月21日現地調査委員

20番 小野寺 義幸 委員

21番 佐藤 久順 委員

22番 上野 栄公 委員

議長

説明が終わりました。

次に、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

はじめに、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

16番委員

農地法第5条の進行番号7番については、別紙議案説明資料19ページから21
ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に店舗を建て替えるもので、農地区分としては、市役所
総合支所からおおむね500メートル以内の区域であることから、第3種農地と
判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一
致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載さ
れているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、
農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることか
ら、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は
妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載さ
れているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地
で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可すること
ができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も
見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和5年7月21日現地調査委員

11番 松野 秀郎 委員

1番 岩淵 勉 委員

16 番 尾張 勝 委員

議長

調査報告が終わりました。
これより議案第 28 号の質疑に入ります。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

無ければ、これで質疑を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。
お諮りします。
本案は、許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。

《質疑なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当と決定し、知事に送付します。

議長

次に、日程第 10 議案第 29 号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま
す。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

18 番委員

1 号の案件ですが、実は、図面等を見ますと品ノ浦地区ということで、こういう案件はいっぱいあるんです。大変申し訳ないんですが、役場の職員が手を抜いたという案件なんですよ。これからこう言いふうな案件がたくさん出ると思うんですけれども、こういう案件であっても、門口であっても救済するという方法は無いものでしょうか。

事務局

一般的な部分になるんですけども、門口として利用されている場合は非農地証明をいただいておりますが、畑と門口を混同している場合、積極的な始動をしておりますが、居宅の建て替えなどで通作路が必要となるといった場合は、分筆をしていただいたうえで非農地証明願を出していただいております。それ以外の場合で手続きは、登載申請ということで分筆を要しない手続きにあたりますが、分筆を要しない手続きとしてご案内しております。

18 番委員

いろいろ方法はあるようなので、推進委員の皆さんにご指導いただいて、いっぱいあるので、推進委員の皆さんチェックが入るようになるので、ぜひこういう方法がありますということでご指導いただきますようお願いいたします。

事務局

月曜日初任者研修ということで研修を行う機会もございますので、いただいたお話をヒントに、説明をしてみたいと思います。

議長

その他質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。

議長

次に、日程第 11 議案第 30 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議案とします。

本案件については、所一括方式の進行番号 2 番が委員の案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。

したがいまして、審議の進め方を「委員の案件」と「委員以外の案件」に分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。
はじめに「委員の案件」の一括方式、進行番号2番について審議に入ります。
本案件は、8番佐藤瑛彦委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。

《退場を確認》

事務局より説明願います。

《事務局説明》

事務局

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。

議長

説明が終わりました。
これより質疑を求めます。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第30号委員の案件一括方式進行番号2番を採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の一括方式の進行番号2番は原案のとおり決定しました。

次に「委員以外の案件」の審議に入ります。
事務局より説明願います。

《事務局より説明》

事務局

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の

各要件をすべて満たしていると思われます。

議長

説明が終わりました。
これより質疑を求めます。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の委員以外の案件については原案のとおり決定しました。

議長

次に、日程第 12 議案第 31 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の「委員に関する案件以外の案件」について審議に入ります。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

この案件につきましては、令和 4 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。

非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。

以上で説明を終わります。

事務局

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

無いようですので質疑を終わります。

これより議案第 31 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 31 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>これで、令和 5 年度第 4 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 7 月 21 日

議長(会長) 高橋 清 範

議事録署名人 5 番 田 島 幹 雄

議事録署名人 6 番 阿 部 晃 徳
